

経済産業省

20250604 貿局第1号
輸出注意事項2025第15号
輸入注意事項2025第8号
経済産業省貿易経済安全保障局

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年6月19日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」
の一部改正について

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２１第４号）

改 正 後	現 行
４ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）の締約国等 （１）バーゼル条約の締約国等 （略） （２）経済協力開発機構の加盟国 オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、<u>コスタリカ</u>、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、アメリカ合衆国	４ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）の締約国等 （１）バーゼル条約の締約国等 （略） （２）経済協力開発機構の加盟国 オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、アメリカ合衆国